

千葉県地域環境保全自主活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内において、市民等で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動（以下「地域環境保全自主活動」という。）を促進するため、民間団体が行う地域環境保全自主活動に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該民間団体に対し補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、民間団体のうち、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 千葉県環境基本条例（平成6年千葉県条例第43号）第6条第2項の趣旨にそった活動を行っていること。
- (2) 団体の規約等を有し、運営が組織的かつ自主的に行われていること。
- (3) 堅実な地域環境保全自主活動の実績を有すること。
- (4) 千葉市民活動支援センターに登録のある団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体については、対象団体としない。

- (1) 構成員の8割以上が、この補助金を受ける他の団体に属している団体。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体。
- (3) 地方公共団体又はその機関が構成員となっている団体。
- (4) 活動の全部又は主たる部分の実施を他の団体に委任等している団体。
- (5) 第3条第1項に規定する補助対象事業に対する自主財源を有しない団体。
- (6) 第6条に規定する補助金交付回数を超えて補助金の交付を受けようとする団体。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体が市内において行う地域環境保全自主活動のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 環境問題の解決に向けた実践的な事業。

- (2) 地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業。
- (3) 前号に規定する活動のうち、主として市内に在住、在勤又は在学する者を対象に行われる事業。
- (4) その他市長が地域の環境の保全及び創造に資すると認める事業。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 当該年度において、本市の他の制度により補助金等の交付を受けている事業。
- (2) もっぱら財産の維持管理を目的とする事業。
- (3) 前項第2号に規定する活動のうち、主として対象団体の構成員を対象に行われる事業。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に直接的に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 賃借料
- (5) 備品購入費（購入後、継続的に補助金の交付の対象となるべき事業の用に供すると認められるものに限る。）
- (6) その他市長が対象経費として認める経費

2 前項の規定にかかわらず、経費の使途が次に掲げるものと認められる場合については対象経費としない。

- (1) 対象団体の組織維持に係る経費
- (2) 対象団体の構成員に係る人件費、交通費等
- (3) 対象団体の理事会・総会等に関する経費
- (4) 対象団体の構成員間における通信費等
- (5) 個人又は団体に対する寄附金、義援金等
- (6) その他市長が対象経費と認めない経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費からそれに対する参加費等を控除した額に2分の1を乗

じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を上限とする。

（補助金交付回数）

第6条 補助金の交付回数は、1対象団体につき1会計年度1回までとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める日までに、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）規約等
- （2）役員名簿
- （3）構成員名簿
- （4）事業計画書
- （5）収支予算書

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助事業について、本市の他の制度により補助金等を受けようとする場合は、この要綱に基づく補助金を返還すること。

（決定の通知等）

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをしようとするとき

は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認申請）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市地域環境保全自主活動事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、規則第5条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市地域環境保全自主活動事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市地域環境保全自主活動事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業終了後速やかに、千葉市地域環境保全自主活動事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）補助事業の経過及び成果を証する書類等

（3）千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付決定通知書

（額の確定）

第13条 規則第13条の規定による通知は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（交付の請求）

第14条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付請求書（様式第11号）に千葉市地域環境保全自主活動事業補助金額確定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域環境保全自主活動事業一括（分割）事前請求書（様式第12号）に千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第15条 規則第8条第1項又は規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）によるものとする。

（返還命令）

第16条 規則第18条第1項又は同条第2項の規定による命令は、千葉市地域環境保全自主活動事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

（公表）

第17条 市長は、補助金を交付した団体の名称、補助額及び補助事業の成果その他補助事業の内容における必要な事項について公表するものとする。

（委任）

第18条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。